

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2023年12月27日
【発行者の名称】	株式会社レボインターナショナル (REVO International Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 CEO 越川 哲也
【本店の所在の場所】	京都市下京区綾小路通烏丸東入竹屋之町 252 番地 1 四条烏丸アーバンライフビル 101
【電話番号】	(075) 353-2277
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO 土居 秀行
【担当 J-Adviser の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号
【担当 J-Adviser の財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03) 3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社レボインターナショナル https://www.e-revo.jp 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第25期中	第23期	第24期
決算年月		自2023年4月1日 至2023年9月30日	自2021年4月1日 至2022年3月31日	自2022年4月1日 至2023年3月31日
売上高	(千円)	596,755	830,781	1,242,718
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△67,132	65,035	229,632
中間純損失(△) 又は当期純利益	(千円)	△48,960	59,088	165,294
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—
純資産額	(千円)	170,191	16,057	181,351
総資産額	(千円)	2,735,352	775,170	1,660,798
1株当たり純資産額	(円)	89.79	8.51	96.16
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間純損失(△)又は 1株当たり当期純利益	(円)	△25.83	31.50	87.65
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	6.2	2.1	10.9
自己資本利益率	(%)	△43.6	—	167.5
株価収益率	(倍)	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△91,008	△78,108	265,292
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△911,255	△128,808	△900,149
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	1,064,461	174,889	649,773
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(千円)	144,981	67,866	82,782
従業員数	(人)	75	68	68

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、重要性の乏しい非連結子会社のためのため、記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できないこと。また、第25期中は1株当たり中間純損失であることから記載しておりません。

4. 第23期の自己資本利益率については、期首自己資本・期末自己資本の合計がマイナスであるため記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
7. 当社は、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第24期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表についてPwC京都監査法人の監査を受けておりますが、第23期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。また「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規程に基づき、第25期中の中間財務諸表については、PwC Japan有限責任監査法人の中間監査を受けております。
なお、従来から当社が監査証明を受けているPwC京都監査法人は、12月1日付でPwCあらた有限責任監査法人と合併し、PwC Japan有限責任監査法人に名称変更致しました。
8. 2023年6月23日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純損失又は1株当たり当期純利益を算定しております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、関係会社の状況について重要な変更はありません。

4【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2023年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
75	37.7	4.8	4,569

セグメントの名称	従業員数(人)
バイオ燃料事業	75
合計	75

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。なお、勤続1年未満の者は除いております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）において、ウクライナ情勢の長期化により、エネルギー・原材料等の価格や人件費が上昇しており、世界経済はインフレ、各国中央銀行の政策金利の高止まりから、個人消費の低迷により経済成長の鈍化がみられ、為替が急激に変動する等、先行きは不透明な状況にあります。

国内では、新型コロナウイルス感染症の分類引き下げにより、社会経済活動が正常化の動きを見せており、インバウンド需要も穏やかな回復がみられます。

このような状況の中、当社は持続可能な航空燃料である「SAF」（バイオジェット燃料）の国内でのサプライチェーン構築と普及を通じて、カーボンニュートラルな空の実現を目指すオールジャパンの有志団体『ACT FOR SKY』や国内資源循環による脱炭素社会実現に向けたプロジェクト『Fly to Fly Project』を通じ、幅広い企業様から原料である廃食用油の回収拡大を図るとともに、全国に回収拠点を設置していくことで、効率的な回収が可能となるよう努めてまいります。

当社では、第一世代に次ぐ次世代バイオ燃料として、新たに「SAF」・バイオ軽油の製造技術の確立に成功しており、2024年から「SAF」の供給を目標に、大手航空会社などとの連携を推し進めております。また第一世代バイオ燃料であるC-FUELについても国内での販路拡大に向け、大手船舶会社への燃料供給を実施し、更に発電機やフォークリフトでの利用に向け、大手産業機械メーカーへの燃料供給体制の構築を進めております。

この結果、当中間会計期間における売上高は596,755千円、営業損失4,375千円、経常損失67,132千円、中間純損失△48,960千円となりました。なお、当中間会計期間は中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

また、当社はバイオ燃料関連事業の単一セグメントであるためセグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物は、前事業年度末と比較して62,198千円増加し144,981千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは91,008千円の支出となりました。これは、未払金の増加額40,305千円があった一方、売上債権の増加額68,526千円、前事業年度の法人税等の支払額73,127千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは911,255千円の支出となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出900,088千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは1,064,461千円の収入となりました。これは、シンジケートローン手数料の支払額51,623千円、長期借入金の返済による支出529,875千円等があった一方、長期借入れによる収入1,618,535千円、株式の発行による収入37,800千円等があったことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間会計期間における生産実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
バイオ燃料事業 (千円)	287,914
合計	287,914

(注) 1. 金額は製造原価によっております。

2. 当社は、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期実績との比較分析は行っておりません。

(2) 受注状況

当社は主要製品について受注生産を行っていません。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
バイオ燃料事業 (千円)	596,755
合計	596,755

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)
Clean Fuel AG	373,429	62.6
トミクラ産業株式会社	116,927	19.6

2. Clean Fuel AGは、リヒテンシュタイン公国に本店を設置し、欧州市場内でバイオ燃料の販売等を主事業とする法人であります。

3. 当社は、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期実績との比較分析は行っておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っており証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当社では、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2023 年 2 月 28 日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが事実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る

新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通投資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないといふ乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でない判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を（株）東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

- (1) 研究目的及び研究課題

当社における製品開発はオープンイノベーションをベースに、当社開発部門を中心に行っており、品質及び汎用性の高い次世代バイオ燃料を製造するために研究開発に取り組んでおります。当中間会計年度においては、主に SAF の研究開発を実施いたしました。SAF 用途のバイオ燃料については既に技術を確立しておりますが、量産体制の確立のために引き続き研究開発を続けて参ります。

またベトナムの非連結子会社である STAR JAPAN CO., LTD では、安定的な原料確保を目的として、ジェットロファの品種改良等研究開発を行っております。

(2) 研究体制

研究開発活動に従事する専門部門として炭素源循環創造部を設置し、大学への出向等を含み社外と協力のもと研究開発を実施しております。

(3) 研究成果

新たな燃料原料となる廃プラスチックからの燃料化技術の実証や、SAF を含む廃食用油由来の次世代バイオ燃料における収率の改善がありました。

また、急速熱分解触媒技術により、廃プラスチックや建築廃材等の未利用木質材などを原料とし、高分解油収率・高オイル収率にて次世代炭素水素燃料を製造する高度資源化プロセスの技術の実証を実施しています。この技術により、低灰分の残渣と残油からは、高カロリーバイオ石炭及びコークスを製造することができ、国際的に課題とされている日本の火力発電問題解決の一助に貢献します。

当社は地球上のあらゆる廃棄物を資源に転換する技術の開発を進めており、生ごみや古紙また下水汚泥を原料とする水素菌の研究にも取り組んでいます。この水素菌法は、メタン菌による発酵法に比べて 700~1400 倍も高効率であることが判明しており、この様に当社は脱炭素のみではなく炭素源を循環させ資源の循環を目指した炭素源循環構想を実現する新たな技術の開発を行い、更なるサステイナブルバイオテクノロジーとして社会に実装していく予定です。

以上の結果、当中間会計年度の研究開発費の総額は 5,567 千円となっております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

(資産)

当中間会計期間末における流動資産は 369,761 千円となり、前事業年度末に比べ 145,660 千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が 68,198 千円、売掛金が 68,526 千円増加したことによるものであります。固定資産は 2,365,590 千円となり、前事業年度末に比べ 928,893 千円増加いたしました。これは建設仮勘定が 897,780 千円、リース資産が 18,217 千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は、2,735,352 千円となり、前事業年度末に比べ 1,074,553 千円増加いたしました。

(負債)

当中間会計期間末における流動負債は 274,200 千円となり、前事業年度末に比べ 8,126 千円減少いたしました。これは主に未払法人税等が 68,225 千円減少した一方で、未払金が 41,310 千円、1 年内返済予定の長期借入金 12,286 千円、買掛金 4,360 千円、賞与引当金 1,327 千円増加したことによるものであります。固定負債は 2,290,959 千円となり、前事業年度末に比べ 1,093,840 千円増加いたしました。これは主に長期借入金が 1,076,374 千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は 170,191 千円となり、前事業年度末に比べ 11,160 千円減少いたしました。これは主に当中間会計期間の中間純損失 48,960 千円を計上する一方で、第三者割当増資による資本金及び資本準備金 37,800 千円の増加によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1 業績等の概要 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2023年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2023年12月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,500,000	5,593,200	1,906,800	1,906,800	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	7,500,000	5,593,200	1,906,800	1,906,800	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回新株予約権（2004年9月18日臨時株主総会決議）

	当中間会計期間末現在 (2023年9月30日)	公表日の前月末現在 (2023年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,096	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	109,600	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500	同左
新株予約権の行使期間	自 2006年9月19日 至 2026年9月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、公表日の前月末現在は100株であります。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ①各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。
- ②本新株予約権は、会社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。
- ③本新株予約権の行使時において、新株予約権者が、会社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員、使用人または会社と顧問契約をしている顧問の何れかの地位を有している場合に限り行使することができる。
- ④本新株予約権者との間で別途締結する契約で定める条件を満たすときに限り行使することができる。
- ⑤本要件に定める消却事由が発生していない場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

4. 会社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。承継させる新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

- ①目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
- ②目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。
- ③権利行使に際して払い込むべき額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。
調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- ④権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等
株式交換または株式移転に際して、当社取締役会が決定する。
- ⑤取締役会による譲渡承認
新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

第5回新株予約権（2022年9月30日臨時株主総会決議）

	当中間会計期間末現在 (2023年9月30日)	公表日の前月末現在 (2023年11月30日)
新株予約権の数（個）	855	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	85,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,250	同左
新株予約権の行使期間	自 2024年10月8日 至 2032年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,250 資本組入額 625	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、公表日の前月末現在は100株であります。
なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目

的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。

③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

④ 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

その他の条件は当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記に準じて決定する。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- ⑥ 新株予約権の行使の条件

上記の条件に準じて決定する。

- ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

上記の条件に準じて決定する。

第6回新株予約権（2022年9月30日臨時株主総会決議）

	当中間会計期間末現在 (2023年9月30日)	公表日の前月末現在 (2023年11月30日)
新株予約権の数(個)	10	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,250	同左
新株予約権の行使期間	自 2024年10月8日 至 2032年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 1,250 資本組入額 625	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取 締役会の承認を要するものと します。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付 に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、公表日の前月末現在は100株であります。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。

③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

④ 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

その他の条件は当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

4. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して

以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

上記の条件に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

上記の条件に準じて決定する。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
2023年6月23日 (注) 1	1,866,942	1,885,800	—	481,075	—	409,275
2023年7月10日 (注) 2	21,000	1,906,800	18,900	499,975	18,900	428,175

(注) 1. 株式分割(1:100)によるものであります。

2. 有償第三者割当 21,000株
 発行価格 1,800円
 資本組入額 900円
 割当先 京信イノベーションC2号投資事業有限責任組合

(6) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有 株式数の割合 (%)
越川 哲也 (注) 1.	京都府京田辺市	767,000 (125,000)	36.47 (5.94)
小林 季愛	東京都新宿区	300,000	14.27
小林 行雄	京都市右京区	150,000	7.13
株式会社ナビショー	大阪市中央区南船場4-12-12	100,000	4.76
越川 かおり (注) 2.	京都市中京区	80,000	3.80
土居 秀行 (注) 3.	東京都渋谷区	71,900	3.42
越川 裕生 (注) 4. 5.	京都府京田辺市	41,000 (1,000)	1.95 (0.05)
越川 翔生 (注) 4. 5.	京都府京田辺市	40,000	1.90
あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	40,000	1.90
三井 正雄	大阪市天王寺区	35,000	1.66
その他110名		478,000 (70,100)	22.73 (3.33)
計	—	2,102,900 (196,100)	100.00 (9.33)

- (注) 1. 特別利害関係者等(当社の代表取締役)
 2. 特別利害関係者等(当社の代表取締役の配偶者)
 3. 特別利害関係者等(当社の取締役)
 4. 特別利害関係者等(当社の代表取締役の二親等内の血族)
 5. 当社の従業員
 6. 所有株式数の()内は新株予約権による潜在株式数及び割合であり、内数であります。
 7. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,906,800	19,068	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,906,800	—	—
総株主の議決権	—	19,068	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

4 【株価の推移】

当社株式は、2023年10月31日付で東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) へ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。

5 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表日後、当発行者情報公表日までの役員の異動は該当ございません。

第6【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
- (3) 当社は、当中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）より中間財務諸表を作成しているため、前中間会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による中間監査を受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けている PwC 京都監査法人は、12月1日付で PwC あらた有限責任監査法人と合併し、PwC Japan 有限責任監査法人に名称変更致しました。

3. 中間連結財務諸表について

「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)		当中間会計期間 (2023年9月30日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		87,782		155,981
売掛金		25,279		93,805
商品及び製品		10,160		8,189
仕掛品		3,659		4,395
原材料及び貯蔵品		23,236		21,646
前払費用		6,740		14,173
その他		67,241		71,568
流動資産合計		224,100		369,761
固定資産				
有形固定資産				
建物（純額）	※1	92,326	※1	89,523
構築物（純額）		238,397		229,444
機械及び装置（純額）		20,219		18,763
車両運搬具（純額）		2,212		1,775
工具、器具及び備品（純額）		11,565		11,118
土地	※1	347,008	※1	347,008
リース資産（純額）		27,843		46,061
建設仮勘定		595,638		1,493,419
有形固定資産合計	※2	1,335,211	※2	2,237,113
無形固定資産				
特許権		3,694		3,390
ソフトウェア		9,690		9,309
その他		231		1,747
無形固定資産合計		13,616		14,446
投資その他の資産				
関係会社株式		47,401		47,401
出資金		10,080		10,080
繰延税金資産		6,436		25,684
その他		23,951		30,864
投資その他の資産合計		87,869		114,030
固定資産合計		1,436,697		2,365,590
資産合計		1,660,798		2,735,352

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)		当中間会計期間 (2023年9月30日)	
負債の部				
流動負債				
買掛金		22,229		26,589
1年内返済予定の長期借入金	※1	81,681	※1	93,967
リース債務		12,168		12,519
未払金		48,119		89,430
未払費用		39,455		40,692
未払法人税等		73,127		4,901
預り金		2,765		1,992
賞与引当金		2,779		4,107
流動負債合計		282,327		274,200
固定負債				
長期借入金	※1	1,142,372	※1	2,218,746
リース債務		21,975		39,070
資産除去債務		32,765		32,869
その他		6		273
固定負債合計		1,197,119		2,290,959
負債合計		1,479,446		2,565,160
純資産の部				
株主資本				
資本金		481,075		499,975
資本剰余金				
資本準備金		409,275		428,175
資本剰余金合計		409,275		428,175
利益剰余金				
その他利益剰余金				
固定資産圧縮積立金		23,854		22,945
繰越利益剰余金		△732,852		△780,904
利益剰余金合計		△708,998		△757,958
株主資本合計		181,351		170,191
純資産合計		181,351		170,191
負債純資産合計		1,660,798		2,735,352

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
売上高	※1	596,755
売上原価		355,905
売上総利益		240,849
販売費及び一般管理費	※2※3	245,224
営業損失(△)		△4,375
営業外収益		
物品売却益		4,886
業務委託収入		3,087
受取保険金		286
その他		508
営業外収益合計		8,768
営業外費用		
支払利息		19,789
シンジケートローン手数料		51,623
その他		113
営業外費用合計		71,525
経常損失(△)		△67,132
税引前中間純損失(△)		△67,132
法人税、住民税及び事業税		1,075
法人税等調整額		△19,247
法人税等合計		△18,172
中間純損失(△)		△48,960

【売上原価明細書】

		当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
区分	注 記 番 号	金額 (千円)	構成比 (%)
(製造原価明細)			
I 材料費	※1	229,351	79.5
II 労務費		18,525	6.4
III 経費		40,772	14.1
当期総製造費用		288,650	100.0
期首仕掛品棚卸高		3,659	
合計		292,309	
期末仕掛品棚卸高		4,395	
当期製品製造原価		287,914	
期首製品棚卸高		9,961	
合計		297,875	
期末製品棚卸高	7,224		
他勘定振替高	※2	7,482	
製品売上原価		283,168	
(商品原価明細)			
期首商品棚卸高	※3	199	
当期商品仕入高		1,264	
他勘定受入高		72,239	
合計		73,703	
期末商品棚卸高		965	
商品売上原価		72,737	
売上原価合計		355,905	

原価計算の方法

原価計算の方法は、実際原価による総合原価計算であります。

(注) ※1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
減価償却費 (千円)	4,733
水道光熱費 (千円)	12,451
運賃 (千円)	14,658

※2. 他勘定振替高の主なものは、自家消費のための内部振替高等であります。

※3. 他勘定受入高は、製品原料の受入れのための振替高であります。

③【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	481,075	409,275	409,275	23,854	△732,852	△708,998	181,351	181,351
当中間期変動額								
新株の発行	18,900	18,900	18,900	—	—	—	37,800	37,800
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	△908	908	—	—	—
中間純損失（△）	—	—	—	—	△48,960	△48,960	△48,960	△48,960
当中間期変動額合計	18,900	18,900	18,900	△908	△48,052	△48,960	△11,160	△11,160
当中間期末残高	499,975	428,175	428,175	22,945	△780,904	△757,958	170,191	170,191

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純損失 (△)	△67,132
減価償却費	23,967
差入保証金の償却額	585
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,327
支払利息	19,789
シンジケートローン手数料	51,623
売上債権の増減額 (△は増加)	△68,526
棚卸資産の増減額 (△は増加)	2,824
前払費用の増減額 (△は増加)	△7,433
差入保証金の増減額 (△は増加)	△2,430
仕入債務の増減額 (△は減少)	4,360
未払金の増減額 (△は減少)	40,305
未払費用の増減額 (△は減少)	1,236
その他	2,351
小計	2,848
利息の支払額	△20,729
法人税等の支払額	△73,127
営業活動によるキャッシュ・フロー	△91,008
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△6,000
貸付金の回収による収入	293
有形固定資産の取得による支出	△900,088
無形固定資産の取得による支出	△2,051
差入保証金の支払額	△3,016
その他	△393
投資活動によるキャッシュ・フロー	△911,255
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	1,618,535
長期借入金の返済による支出	△529,875
リース債務の返済による支出	△10,375
シンジケートローン手数料の支払額	△51,623
株式の発行による収入	37,800
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,064,461
現金及び現金同等物に係る換算差額	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	62,198
現金及び現金同等物の期首残高	82,782
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 144,981

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～38年
構築物	3～43年
機械及び装置	2～8年
車両運搬具	2～5年
工具、器具及び備品	2～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は主にバイオ燃料の製造と販売を主な事業としております。国内への出荷については、通常、納品日において製品に対する支配が顧客に移転することにより履行義務が充足されると判断し、納品日に収益を認識しております。海外への出荷については、インコタームズで定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で履行義務が充足されると判断し、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(中間貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当中間会計期間 (2023年9月30日)
建物	39,963千円	38,932千円
土地	322,064	322,064
計	362,028	360,997

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当中間会計期間 (2023年9月30日)
1年内返済予定の長期借入金	59,625千円	70,582千円
長期借入金	1,082,794	2,162,437
計	1,142,419	2,233,019

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年3月31日)	当中間会計期間 (2023年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	1,109,251千円	1,131,699千円

(中間損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
役員報酬	24,909千円
給与手当	54,511
発送配達費	33,810

※2 減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
有形固定資産	22,448千円
無形固定資産	1,519

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	18,858	1,887,942	—	1,906,800
合計	18,858	1,887,942	—	1,906,800

(変動理由)

普通株式の発行済株式の内訳は、次のとおりであります。

2023年6月23日付の株式分割(1:100)による増加	1,866,942株
2023年7月10日付の第三者割当による新株の発行による増加	21,000株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
現金及び預金勘定	155,981千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△11,000
現金及び現金同等物	144,981

(リース取引関係)

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注)1. 参照）。また、「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また「リース債務」については重要性に乏しいことから、記載を省略しております。

前事業年度（2023年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金(※1)	1,224,053	1,214,956	△9,096
負債計	1,224,053	1,214,956	△9,096

(※1) 貸借対照表の流動負債に計上されている「1年内返済予定の長期借入金」を含めております。

当中間会計期間（2023年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金(※1)	2,312,713	2,289,139	△23,573
負債計	2,312,713	2,289,139	△23,573

(※1) 中間貸借対照表の流動負債に計上されている「1年内返済予定の長期借入金」を含めております。

(注) 1. 市場価格のない株式等の当該金融商品の中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）は以下のとおりであります。

区分	前事業年度 (千円)	当中間会計期間 (千円)
関係会社株式	47,401	47,401
出資金	10,080	10,080

2. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（2023年9月30日）

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品
前事業年度（2023年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	1,214,956	—	1,214,956
負債計	—	1,214,956	—	1,214,956

当中間会計期間（2023年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	2,289,139	—	2,289,139
負債計	—	2,289,139	—	2,289,139

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度（2023年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 （千円）
関連会社株式	47,401

当中間会計期間（2023年9月30日）

子会社株式及び関連会社株式

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表計上額 （千円）
関連会社株式	47,401

(退職給付関係)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第2回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 9名	当社取締役 3名 当社従業員 51名	当社顧問 2名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 136,000株 (注) 2	普通株式 90,500株 (注) 2	普通株式 5,000株 (注) 2
付与日	2005年9月12日	2022年10月7日	2022年10月7日
権利確定条件	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めなし	期間の定めなし	期間の定めなし
権利行使期間	自 2006年9月19日 至 2026年9月17日	自 2024年10月8日 至 2032年9月30日	自 2024年10月8日 至 2032年9月30日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2023年6月23日付の株式分割(1株につき100株の割合)後の株式数に換算しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)において存在したストック・オプションを対象として記載しております。

① 単価情報

	第2回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格(円)	500	1,250	1,250
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

(注) 1. 2023年6月23日付の株式分割(1株につき100株の割合)後の価格に換算しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位:千円)

	製品	商品	その他	合計
地域別				
日本	82,115	139,916	1,292	223,325
欧州	373,429	—	—	373,429
顧客との契約から生じる収益	455,545	139,916	1,292	596,755
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	455,545	139,916	1,292	596,755

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から翌会計期間以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	25,279	93,805
計	25,279	93,805

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(持分法損益等)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当中間会計期間 (2023年9月30日)
関連会社に対する投資の金額	47,401千円	47,401千円
持分法を適用した場合の投資の金額	34,953	34,955

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
持分法を適用した場合の投資損失(△)の金額	△12,447千円	△12,445千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、バイオ燃料事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、バイオ燃料事業に係る外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報**(1) 売上高**

(単位：千円)

日本	欧州	合計
223,325	373,429	596,755

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Clean Fuel AG	373,429	バイオ燃料事業
トミクラ産業株式会社	116,927	バイオ燃料事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当中間会計期間 (2023年9月30日)
1株当たり純資産額	96円16銭	89円79銭
1株当たり中間純損失(△) 又は当期純利益	87円65銭	△25円83銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できないこと。また、第25期中は1株当たり中間純損失であることから記載しておりません。

2. 1株当たり中間純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
中間純損失(△)(千円)	△48,960
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る 中間純損失(△)(千円)	△48,960
期中平均株式数(株)	1,895,325
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第2回新株予約権 1,096個 (普通株式 109,600株) 第5回新株予約権 855個 (普通株式 85,500株) 第6回新株予約権 10個 (普通株式 1,000株) 詳細は「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

3. 当社は2023年6月9日開催の当社取締役会の決議に基づき、2023年6月23日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純損失を算定しております。

(重要な後発事象)

子会社の増資（特定子会社化）

当社は2023年12月15日開催の取締役会において、当社の子会社であるSTAR JAPAN CO., LTDの増資を引き受けることを決議いたしました。本増資により、同社の資本金が当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、特定子会社に該当することとなります。

1. 増資の理由

当社は、ベトナムにおいてバイオ燃料事業を行う目的で2018年1月に当該子会社を設立しており、今回の増資は同社におけるバイオ燃料の原料となる多年生植物園取得資金等の事業拡大による資金需要をふまえ、実施するものです。

2. 増資する子会社の概要

(1) 名 称	STAR JAPAN CO., LTD		
(2) 所 在 地	ベトナム社会主義共和国 ニントゥアン省		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 越川 哲也（当社代表取締役CEO）		
(4) 事 業 内 容	バイオ燃料事業（ジャトロファの栽培や品種改良）		
(5) 資 本 金（増 資 前）	9,000 百万 VDN		
(6) 設 立 年 月 日	2018年1月17日		
(7) 大株主及び持株比率	当社100%		
(8) 上場会社と当該会社の関係			
資 本 関 係	当社が100%出資する子会社です。		
人 的 関 係	当社取締役1名が当該会社の代表取締役を兼任しております。		
取 引 関 係	当社から当該会社へ貸付金等の取引を行っております。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態			
決 算 期	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
総 資 産	3,057 百万 VDN	10,441 百万 VDN	13,630 百万 VDN
売 上 高	—	—	—
当期純損失（△）	△459 百万 VDN	△482 百万 VDN	△650 百万 VDN

（1 VDN=0.00599 円、2023年12月13日時点）

3. 増資の概要

(1) 増 資 金 額	6,000 百万 VDN
(2) 増 資 後 の 資 本 金	15,000 百万 VDN
(3) 実 施 時 期	2024年1月（予定）
(4) 増 資 後 出 資 比 率	当社100%

4. 損益に及ぼす重要な影響

本件が当社の損益に及ぼす影響（のれん又は負ののれんの算定を含む）は、現段階では確定しておりません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月26日

株式会社レポインターナショナル
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 橋本 民子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 有岡 照晃
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規定の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社レポインターナショナルの2023年4月1日から2024年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社レポインターナショナルの2023年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて

監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(発行者情報提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。